

定 款

平成 6 年 6 月改正

平成 14 年 6 月改正

平成 15 年 6 月改正

平成 16 年 6 月改正

平成 18 年 6 月改正

平成 21 年 6 月改正

平成 28 年 6 月改正

平成 29 年 6 月改正

令和 4 年 6 月改正

株式会社太平製作所定款

令和4年6月24日改正

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社太平製作所と称する。

英字を用いるときはTaihei Machinery Works, Limited とする。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 製材用、木工用、合板用、繊維板用、合成樹脂用および農水産用諸機械ならびにその付属装置、器具、工具の製造販売修理
2. 金属工作機械、油圧機械、鍛圧機械および各種乾燥機ならびにその付属装置、器具、工具の製造販売修理
3. 鋳造品および溶接製缶製品の製造販売修理
4. 機械および工場の設計、製図
5. 諸機械および付属品の売買
6. 機械据付工事請負
7. 工業所有権等無体財産権取得、貸与、譲渡ならびにこれらの技術指導に関する業務
8. 建具、建築用木質パネル、建築装飾資材のデザイン、製造販売
9. 前各号に付帯する一切の業務

(本店所在地)

第 3 条 当社は、本店を愛知県小牧市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、名古屋市において発行する中部経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、250万株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集する。

3 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議にもとづき予め定めた順位により、他の取締役がこれを代行する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議 長)

第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議にもとづき予め定めた順位により、他の取締役がこれに当る。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、11名以内とし、監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議にもとづき予め定めた順位により、他の取締役がこれを代行する。

(取締役会の議長)

第23条 取締役会の議長は、取締役社長がこれに当る。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議にもとづき予め定めた順位により、他の取締役がこれに当る。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任につき、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。

(顧問、相談役)

第28条 取締役会の決議によって、顧問および相談役を置くことができる。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第30条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第31条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第32条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第35条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

第15条の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。なお、本附則は効力発生日の経過をもって削除する。

以 上